

7 | 屋根付広場

基本的考え方

屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

整備基準

屋根付広場

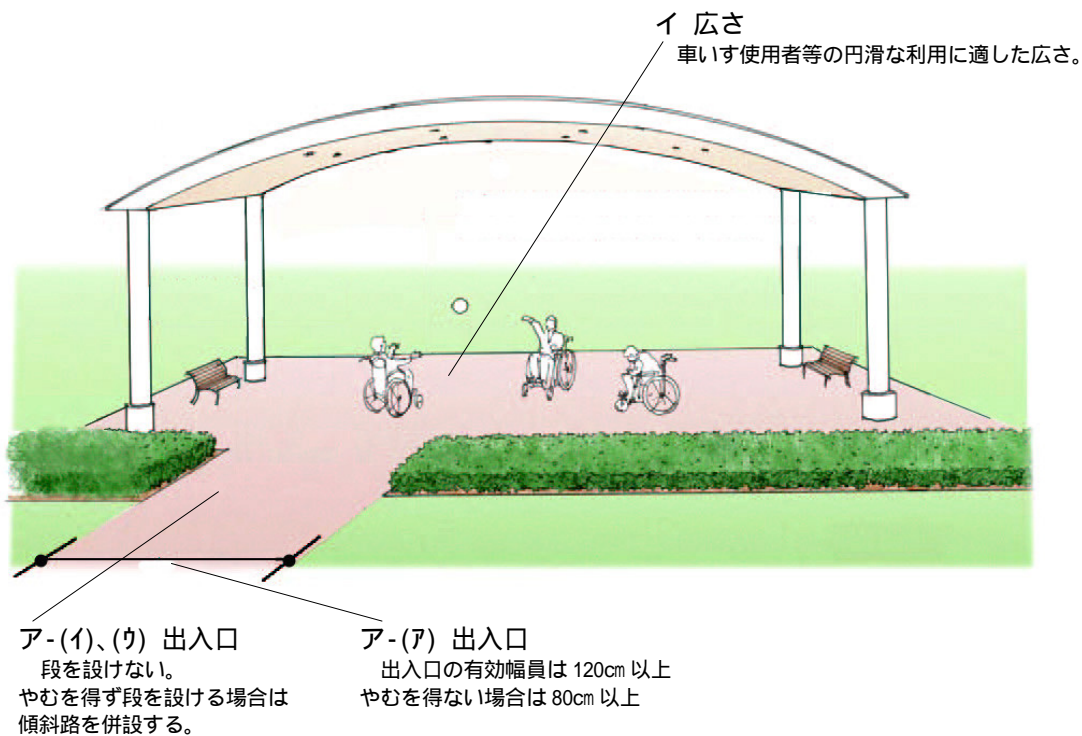
解説図

- ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

図 7-1
屋根付広場

整備基準の解説

図 7-1 屋根付広場



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

